

### 3 静岡県生活環境の保全等に関する 条例に基づくばい煙発生施設

別表第1 ばい煙発生施設一覧表  
(静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則第4条関係)

	施 設
1	パルプ又は紙の製造業における硫化物の製造の用に供するいおう燃焼施設
2	アルミニウム又はアルミニウム合金の用に供する溶解炉及び融解めっき施設
3	鉛又は鉛合金の用に供する融解めっき施設及び溶射施設
4	弗化炭化水素又は弗素系合成樹脂の製造に供する反応施設
5	食料品又は飲料の製造の用に供する直接加熱型の湯煮施設(熱源として電気を使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガス(以下「希硫ガス」という。)を燃料として専焼させるものを除く。)であって、火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。)が1㎡以上のもの又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50リットル/h以上のもの
6	塩素又は塩素系のガスを使用する漂白施設